

令和2年5月25日

お客様各位

世田谷信用金庫

新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴う融資条件変更手数料の免除対応について

いつも世田谷信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業所や個人のお客様をご支援するため、下記のとおり、融資条件変更手続きにかかる手数料を免除する取扱を開始させていただきます。

なお、当金庫では、新型コロナウイルス感染症に関する融資相談窓口を当金庫本支店に設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

記

対象となるお客様	新型コロナウイルス感染症拡大により直接的・間接的に影響を受けている法人・個人事業者及び個人のお客様
免除する手数料	融資条件変更手数料 11,000円(税込) ①期限(返済期日)の延長 ②割賦返済金(約定返済額)の減額
お取扱期間	令和2年5月25日～令和3年3月31日(お申込み受付分)

以上